

二つの裁判のゆくえ

本別製材と
誉牧野事件

本別製材上場の土地売買

室蘭市

日本企観光が原

(野鳥鶴武氏)

元武人弁護士、代理人安久

元町長の代理人松浦慶雄

弁護士が、このほど他の

事件でまた別の鉄道地敷帶

広文部の法務局に向ひ合つた

が、お互いに争議の事態にな

り、その結果、カサウ

ントとのうございました。

かから抗議で、安久津井護

士からの抗議で、

松浦弁護士が、その新聞

をめぐつて訴訟中の原告側

が、原告の足害、陸

別の農民二十名が被告と

しておこなった民事訴訟

事件は、五年がかりの

結果、五月二十五日

忠次郎地帯支部の長浜

忠次郎地帯支部から被告の農民

に全面敗訴の判決言され

た。実行せず、八月三十一日ま

で現地で裁決が下され

た。原告は約束どおりに

の、すべてが却下されたわ

けですが、札幌高裁へと

訴訟をもたらす

ことになりました。

不服としてこのほど札幌高

したので裁判となり、はじ

き延ばしなのか、なりゆき

が注目されます。

等裁判所

控訴の手続を進めます。

清水氏 私もあの記事を

お読みいたしましたが

それが、この事件は、四十八年二

月二十日に売買契約を結

んでおこなった民事訴訟

事件は、四年四月三十日まで

で原告は、誤で無効であるから内金

利子をつけ返してほしいもの

と要つた請求となつたもの

記念することになつた。

と要つた請求となつたもの

と要